

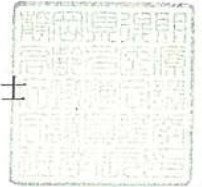


静岡県後期高齢者医療広域連合告示第10号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第9条第3項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行う。選挙すべき議員の数及び候補者の届出の受付開始日は次のとおりとする。

平成29年5月1日

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長 鈴木健士



1 選挙すべき議員の数

規約第7条第2項第1号（市長）の区分 1人

規約第7条第2項第2号（町長）の区分 1人

規約第7条第2項第3号（市議会議員）の区分 3人

2 候補者の届出の受付開始日

平成29年5月19日